

棚倉町復興推進計画

平成25年10月18日

福島県棚倉町

1. 計画の区域

棚倉町全域

2. 計画の目標

本町では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の拡散、風評被害が町全体の幅広い産業に深刻な影響を及ぼしている。

また、町内の事業所数は震災前と比較すると約7.1%減少し、従業者数は約14.1%減少するなど、雇用不安が懸念され、地域経済や町民生活に不安を生んでいる状況にある。

本町に所在する鉱業、採石業、砂利採取業において、震災前は平成22年度の土地を除く設備投資合計金額は約3千6百万円であったが、震災により生産プラントに被害を受けたことによって、大幅な設備投資による早期の復旧・復興が必要となっている。

このような中で、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、本町経済の活力再生や地元の若者の定住化を図り、被災者の雇用継続及び新規雇用を創出する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、地域経済の活力再生及び安定雇用の確保を促進するため、本町の中核的な役割を果たす鉱業、採石業、砂利採取業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地する八溝マテリアル株式会社（以下「対象事業者」という。）が大宇北山本の居伝金工場において、砕砂製造設備の増設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の鉱業、採石業、砂利採取業は、東日本大震災の復興工事でいわき・相双地区の復興工事の本格化に伴い、住環境の整備のために必要不可欠な生コンやコンクリート二次製品、アスファルト合材等の生成に必要となる骨材を供給し、早期に住環境を整備する等生活再建に向けた取組を進めている。このような背景から骨材を供給する鉱業、採石業、砂利採取業は、復興に向けた取組を行うために必要不可欠かつ中核的な産業である。また、本事業は、本町の鉱業、採石業、砂利採取業において、従業者数の約30%を占める対象事業者が実施するものであり、投資規模も5億円と、本町における設備投資平均額を大きく上回るものである。

したがって、今回計画している砕砂製造設備の増設等による経済効果は大きく、計画の目標にある「本町経済の活力再生や地元の若者の定住化を図り、被災者の雇用継続及び新規雇用を創出する」ために必要かつ有効な事業であり、計画の目標の達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行、白河信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

砕砂製造設備の増設を行う対象事業者は、東北地方で数少ないJIS規格の優良な砕石を生産し、福島空港や東日本大震災より被災した東北自動車道、常磐自動車道、阿武隈高原道路の復旧工事など幅広い分野に供給しており、本町に事業所を構える事業者の中でトップクラスの売上高を誇っている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上し、同地域の鉱業、採石業、砂利採取業の生産拠点としての産業集積が図られ、関連産業の活性化と被災者の雇用継続及び新規雇用の確保に結び付き、ひいては、当町経済や町民生活の安定化にも寄与するものであり、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推

進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、棚倉町、株式会社東邦銀行、白河信用金庫、対象事業者を構成員とする棚倉町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。